

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

準備書面

平成27年2月10日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡部 邦昭



第1. 払戻計算について

上記については、検討の結果、別表のごとく改定した。即ち、支払われた金額から割引料金を差し引かない処理としている。

第2. 原告における消費者契約法違反の疑義について

1. 原告は平成26年12月25日付第4準備書面において、被告の平成26年9月3日付準備書面第2「本訴請求に至った経緯についての疑義」において指摘している疑義に対して、原告はいまだに釈明の求めに応じていない。これは、遺憾なことであり、以下の理由により釈明は行われるべきものであることを重ねて主張する。

(1) 適格消費者団体による差止請求の提起は、消費者契約法によって行われるものであるが、指摘されている消費者契約法違反の疑義は法23条・法41条・法13条に関するものであり、提起が適法になされたのか否かという、まさに本訴請求提訴の訴訟要件となる論点である。不適法であれば本訴請求は却下されるべきものである。

(2) 適格消費者団体は法13条により差止請求関係業務を行う内閣総理大臣認定を受けているものであるが、自らにおける消費者契約法違反の疑義の指摘は、その立場からして見過ごせない問題であるはずであって、適法・不適法いずれの認識であったとしても説明責任があると考ええる。

(3) 消費者団体訴訟制度の今後の発展に資するためにも、本請求が適法に提起されたものであるか否かという論点は検証・解明されるべきであると考ええる。

2. 上記の疑義に対する納得のゆく反論説明がなされていないため、被告は本請求が消費者契約法に違反して提起されたと考える。法23条・法41条・法13条に違反したものであり、その理由を以下に述べる。

(1) 被告の平成26年9月3日付準備書面第2の第2項に述べたごとく、原告の2013年度事業報告書(乙23)によれば、「～詳細な説明を仰うための懇談を行いたいとの要請書を2012年5月14日付で送付し、その後、問題点を具体的に示せとの返答があり、改めて7月20日付で具体例を示し再度の面談を要請したが、その後、回答がないため、9月25日付で41条書面を送付。」とあり、懇談・面談に応じる回答がないことが法41条送付の理由であった。それに対し、被告は、平成24年10月1日付で解約条項をそれまでの「～半分を返金する」から「～半分を返金する～ただしやむを得ない事由があると認められる場合には～全額を返金いたします」と改善するとともに、「面談に応じる」(甲7. 末尾)意思を明確に示した回答を行った(甲7)。しかし、原告は面談もせず、「このままでは差止訴訟をすることになるとの回答を平成24年12月25日に送付」(乙23. 7頁上段。なお、乙13)し、その後、「連絡がない」として提訴した。

以上が、法41条書面送付および提訴に至るまでの経緯である。

(2) 繰り返し原告が求めた面談について、平成24年10月1日付回答書において被告が応じる意志を示したのであるから、その時点でもはや面談するには何ら支障のない状況となったはずであり、しかも被告は法41条書面の差止請求趣旨の解約条項を改善したと回答しているものであるから、なおさらのこと面談を行ってそのことをも含む詳細な説明を受けるべきであった。面

談を行っていれば、少なくとも条項の意図、そして、運用実態については承知することができたはずであり、その後の両者の協議により提訴せずして充分解決可能であったのであるから、必要のない差止請求提起を回避する手段として面談を行うことは、被告が応じる意思を示した時点で必須のものであった。

(3) よって、原告が面談を行わなかったことには合理的な根拠がないものと考えられ、面談を行わずして提訴したことは、差止請求権の濫用を禁じた法23条に違反するものである。提起の前提条件となる法41条書面送付においては、懇談・面談に応じる回答がないことを理由としておきながら、提起にあたっては、面談に応じる回答が行われたことを無視したその行為は理解しがたいものであり、活動実績作りのために解決よりも提訴の途を選んだのではないかとすらも疑われ、適格消費者団体としての適格性に大いなる問題があるとも考えられる。

(4) 2回の懇談・面談のやりとり及びそれが理由となって法41条書面送付に至ったこと、さらに、この法41条書面に対して、被告が平成24年10月1日付で「面談に応じる」意思を明確に示した回答を行ったことは、訴状における経過の概略の部分において時系列的には訴状請求原因第3項(3)乃至(4)の部分に書かれていて当然なはずであるが、これら面談についての経緯一切を訴状に記載せずして、「やむなく本件訴訟の提起に至った」と述べているのは意図して加工したとも考えられる。面談を実施していれば、両者の協議により提訴せずして充分解決可能であったのであるから、「やむなく」と結論するために、あえて解決の可能性となる要素つまり面談に関連する記載を意図的に行わなかったのではないかと強く疑うものである。

また、訴状請求原因第6項(2)エにおいて、解約条項1が「いかなる場合にやむを得ない事由があると認められる場合に該当するのか明らかにされていない」とし、(3)イにおいては、解約条項2が「やむを得ない事由があると認められる場合が抽象的であり、いかなる場合に該当するのか明らかでない点も上記(2)エと同様である」としているが、面談をすれば当然

これらの疑問点は明らかになったはずであり、この点からも面談に関連する一連の経緯は、原告の論理を構成する上においてきわめて都合の悪い事実であって、それを認識したがゆえに、意図的に記載を行わなかったと解することもできる。面談を行わずして提訴したことは法23条違反であることは前項で述べたが、適格消費者団体が訴状に意図的に重要事実を記載せずして、「やむなく本件訴訟の提起に至った」と強弁することもまた、差止請求権の濫用を禁じた法23条に違反するのではないかと考える。「やむなきもの」ではなかったことは明白であり、適格消費者団体が「やむなきもの」ではない差止請求を提起することは、消費者契約法で禁じられていることを原告側は認識すべきである。

- (5) 被告の平成26年9月3日付準備書面第2の第4項に述べたごとく、平成24年9月25日付で送付された法41条書面(甲6の1)に書かれている請求の趣旨は、「～半分を返金する」旨の条項に対する差止請求であるが、被告は平成24年10月1日付の回答書で、「～ただしやむを得ない事由があると認められる場合には～全額を返金いたします」との文章を追加する改善を行ったのであって、その時点で法41条書面の請求趣旨に対応する条項は存在しなくなったことになる。そして、本訴請求の提訴の段階の差止請求趣旨では、改善後の条項の差止を請求しているのであるが、これでは法41条書面で差止を請求した趣旨と違う趣旨で請求をしたことになる。訴状において、原告は、改善については「一文をつけ加えるだけのものであった」として、法41条書面の請求趣旨が改善後も有効であるかのような一方的な解釈を行っているが、失当と言うべきである。「一文をつけ加える」ことは、「内容の変更」であり、変更された条項を差し止めるには新たな法41条書面が提訴の前提として必要なのではないかと解される。被告が新たに付け加えた文章は、「実態適用としての全額返金体制」にまで踏み込んだものであり、明らかなる「内容の変更」である。平成24年9月25日付の法41条書面では、平成24年10月1日以前の「半分を返金する」という、既に存在しない条項を差し止めることしかできないものであり、本訴提訴におい

では有効なものではない。改善後の条項の差止を請求する新たな41条書面を送付せずして、改善後の条項に対する差止を請求したのは明らかな手続違反であり、法41条に違反するものであるとともに、請求権の濫用を禁じた法23条にも違反するのではないかと考える。

- (6) 法13条3項2号には適格消費者団体の認定において、「～その活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。」という要件に適合していることが求められているが、上記(3)乃至(5)において述べたごとく、原告は、適正ではない活動により法23条・法41条に違反したのであるからして、法13条にも違反したものであると考える。ちなみに、「適正」の解釈については、消費者庁による「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」(乙24)5頁2(2)イ(ウ)では、「～合理的な根拠に基づき真摯な活動を行っている場合をいい、実績作りの辻褄合わせのために合理的な根拠もなく行われた活動は評価しない。」としている。適正な活動においては、「合理的な根拠」が求められるのであるが、「面談を行わなかったこと」「面談についての経緯一切を訴状に記載しなかったこと」「やむなく本件訴訟の提起に至ったとしたこと」「法41条書面と訴状で異なる条項に対して差止請求を行ったこと」それらのいずれにも合理的な根拠は見出せない。

- (7) 以上のことより、本請求は法23条・法41条・法13条に違反して提起されたものであり、「門前払い」されるべきであると考ええる。不適法な訴えを提起したものであると考えられるので、現時点では取下げに同意することはできない。

第3. 調査報告書の提出について

1. 被告の平成26年9月3日付準備書面第2において求められている調査報告書の提出に原告は応じていない。本準備書面第2の第2項(6)で述べたごとく、本訴請求は適正な活動を求める法13条に違反して提起されたものであり、法31条2項で「～適正に遂行されているかどうか～調査を受けなければなら

ない。」とされ、同条3項8号において事務所に据え置くこととされている調査報告書は、同じく第2の第1項(2)において述べた適格消費者団体としての説明責任という観点に鑑みて、提出されるべきものであると考える。

また、同じく第2の第1項(3)において述べた検証・解明という観点に鑑みても、提出されるべきものであると考える。

2. 法31条4項及び4項1号において、「何人も、適格消費者団体の業務時間内は、いつでも～前項各号に掲げる書類～閲覧または謄写の請求をすることができる。」とされており、調査報告書はそもそも何人に対しても公開することを前提として作成されているものと考えられる。そして、同条5項には、「適格消費者団体は、前項各号に掲げる請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒むことができない。」とされており、罰則として、法53条は、「次のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処する。」とあり、同条9項は、「第31条5項の規定に違反して、正当な理由がないのに同条第4項各号に掲げる請求を拒んだ者～30万円以下の過料に処する。」と定めているのであって、提出を拒むのであれば、その正当な理由を明らかにする必要があるのではないかと考える。

以上

別表

普通車教習料金等の概要〔新〕

コース別	内 容	教 習 料 金	追加料金等	卒業時の返金等	中途解約時の返金等
サービス (割引)	教習料金を割引く教習 ★【基本料金】 ～初回仮免試験・交付手数料を含む～ ○ A T = 302, 284 ○ M T = 322, 372	● A T = 272,800円 (割引29,484円) ● M T = 291,700円 (割引30,672円)	○ 補修料金 5,000円 ○ 再検・再試験 検定 4,200円 ・試験 1,700円 ○ キャンセル料 2,200円	○ 返金なし	◆ 入校申込金の返金なし ◆ 割引の適用をなくし、未教習・未検定分等を全額返金 ◆ その他の返金は誓約書 3 (3) のとおり返金
23歳以下 限定定額	○ 23歳以下で定額料金を希望の方への教習	● A T = 282,800円 ● M T = 306,700円	○ 補修料金 不要 ○ 再検・再試験 検定 4,200円 ・試験 1,700円 ○ 自由教習 5,000円 ○ キャンセル料 2,200円	○ 設定補修回数より少ない回数での卒業者は1回につき2,500円を返金 ○ 設定補修回数 A T ~ 2回 M T ~ 3回	◆ 入校申込金の返金なし ◆ 割引の適用をなくし、補修設定回数未消化の方は、未消化の補修料・未検定料等を全額返金 ◆ その他の返金は誓約書 3 (3) のとおり返金
A T安心 限定定額 (24~59歳)	A T車で定額料金希望者を年齢区分に基づき教習 ○ 24~29歳迄 ○ 30~39歳迄 ○ 40~49歳迄 ○ 46~49歳迄 ○ 50~59歳迄 ○ 56~59歳迄	● 297,800円 ● 322,800円 ● 347,800円 ● 372,800円 ● 397,800円 ● 422,800円	○ 補修料金 不要 ○ 再検・再試験 検定 4,200円 ・試験 1,700円 ○ 自由教習 5,000円 ○ キャンセル料 2,200円	○ 設定補修回数より少ない回数での卒業者は1回につき2,500円を返金 ○ 設定補修回数 24~29歳迄 5回 30~39歳迄 10回 40~49歳迄 15回 46~49歳迄 20回 50~59歳迄 25回 56~59歳迄 30回	◆ 入校申込金の返金なし ◆ 割引の適用をなくし、補修設定回数未消化の方は、未消化の補修料・未検定料等を全額返金 ◆ その他の返金は誓約書 3 (3) のとおり返金
特約コース (技能予約を 当校で確保)	○ Aコース 1日1時間、空き時は更に1~2時間の技能可 ○ Bコース 1日2時間、空き時は更に1時間(2段階のみ) ○ Cコース 繁忙期も希望どおり全て対応 ○ Sコース 繁忙期外、全て希望どおり、繁忙期も1時間確保	● 306,700円 (M T) 287,800円 (A T) ● 321,700円 (M T) 302,800円 (A T) ● 336,700円 (M T) 317,800円 (A T) ● 309,700円 (M T) 290,800円 (A T)	○ 補修料金 5,000円 ○ 再検・再試験 検定 4,200円 ・試験 1,700円 ○ キャンセル料 2,200円	○ 返金なし	◆ 入校申込金の返金なし ◆ 割引の適用をなくし、未教習・未検定分等を全額返金 ◆ その他の返金は誓約書 3 (3) のとおり返金

【注】 1 教習料金は税込で初回の仮免試験料等を含み、各コースの料金設定は卒業をもって成立し、「中途解約した場合」は割引の適用はありません。
 2 教習料金の支払いは、入校日までの支払いを原則とし、ローン契約の際は契約締結成立の確認後に入校日を決定し教習を開始します。
 3 教習期限は9ヶ月間・検定期限は3ヶ月間です。(左記期限内に教習・検定等卒業できない場合は全て無効となります。)